

4月から水道料金が変わります

中空知広域水道企業団（砂川市・滝川市・歌志内市・奈井江町）では、給水人口の減少や施設・設備の老朽化などに対応するため、4月より水道料金を改正することとしました。

将来に渡り安全安心に水道をご利用いただくために必要な改定ですのでご理解をお願いします。

▶改定時期 4月1日

▶平均改定率 6.0%（令和元年10月の消費税等率改定分を含めると8.0%）

▶料金表（消費税等込）

用途	基本料金（1か月につき）				超過料金（1㎡につき）			
	水量	現行	見直し後	差額	水量	現行	見直し後	差額
家事用	7㎡まで	1,460円	1,576円	116円	8㎡～	236円	255円	19円
業務用	15㎡まで	3,672円	3,964円	292円	16㎡～900㎡	277円	299円	22円
					901㎡～	236円	255円	19円
浴場用	100㎡まで	9,791円	10,570円	779円	101㎡～	113円	122円	9円
臨時用	10㎡まで	6,119円	6,606円	487円	11㎡～	555円	599円	44円
福祉用	5㎡まで	765円	825円	60円	6㎡～	162円	174円	12円

※新料金の適用は5月分（6月請求分）からとなります。

ただし、4月1日以降に使用開始した場合は、4月分（5月請求分）から新料金の適用となります。

※福祉用料金も変わります。福祉用料金については、土木課管理係（Tel 54-2121）へお問い合わせください。

※下水道使用料は変わりません。

水道メーターの検針が「2か月に1回」に変わります

令和2年4月より、これまで毎月行っていた水道メーターの検針が偶数月のみになります。

なお、水道料金および下水道使用料の請求は従来どおり毎月請求で変更ありませんが、5月分請求より、水道料金の算定方法に変更がありますので、下記のとおりお知らせします。

料金算定の方法

【奇数月分の水道料金】

検針を行わない月（推定月）の水道料金となるため、前月検針による使用水量（2か月分）の2分の1を、この月に使用した水量とみなして算定します。

【偶数月分の水道料金】

検針を行う月（検針月）の水道料金となるため、検針した使用水量（2か月分の使用水量）から、前月の推定月の水量を差し引いた水量により算定します。

※検針の結果、推定月の請求額が2か月分使用水量による算定額を上回った場合、検針月の請求はありません。また、推定月分で料金をいただき過ぎた場合は返納します。

下記の地域では検針の定例日が変わります（6月の検針月から）

- 東4条南4丁目と東5条南4丁目の15日定例日の地区→14日
- 三砂町の18日定例日の地区→17日

令和2年度以降の水道メーターの検針・料金請求の例

		使用水量	使用水量算定の方法		請求内容	
毎月検針	2月		検針月	2月使用水量		
	3月	3～4月分 水量 27㎡	検針月	3月使用水量		2月分請求
偶数月検針	4月	水量 27㎡	検針月	4月使用水量		3月分請求
	5月	5～6月分 水量 31㎡	推定月	(3～4月分) $27\text{㎡} \div 2 = 13\text{㎡}$		4月分請求
	6月	水量 31㎡	検針月	(5～6月分) $31\text{㎡} - (5\text{月推定分}) 13\text{㎡} = 18\text{㎡}$		5月分請求
	7月	7～8月分 水量 24㎡	推定月	(5～6月分) $31\text{㎡} \div 2 = 15\text{㎡}$		6月分請求
	8月	水量 24㎡	検針月	(7～8月分) $24\text{㎡} - (7\text{月推定分}) 15\text{㎡} = 9\text{㎡}$		7月分請求
	9月	9～10月分 水量 29㎡	推定月	(7～8月分) $24\text{㎡} \div 2 = 12\text{㎡}$		8月分請求
	10月	水量 29㎡	検針月	(9～10月分) $29\text{㎡} - (9\text{月推定分}) 12\text{㎡} = 17\text{㎡}$		9月分請求
	11月		推定月	(9～10月分) $29\text{㎡} \div 2 = 14\text{㎡}$		10月分請求